

## 保育施設利用判定基準表

### 1 基本項目採点基準

※令和8年度4月選考分から適用

※基本項目点については保護者からの提出書類にて採点する。必要に応じて就労先等へ確認する。

保育者の状況		区分	基本点	
1	居宅外労働	常勤 会社員等	月160時間以上の就労を常態 11 月140時間以上の就労を常態 10 月120時間以上の就労を常態 9 月96時間以上の就労を常態 8 月64時間以上の就労を常態 7	11 10 9 8 7
		自営業事業主 (注1)	月160時間以上の就労を常態 9 月140時間以上の就労を常態 8 月120時間以上の就労を常態 7 月96時間以上の就労を常態 6 月64時間以上の就労を常態 5	9 8 7 6 5
			月160時間以上の就労を常態 10 月140時間以上の就労を常態 9 月120時間以上の就労を常態 8 月96時間以上の就労を常態 7 月64時間以上の就労を常態 6	10 9 8 7 6
			月160時間以上の就労を常態 8 月140時間以上の就労を常態 7 月120時間以上の就労を常態 6 月96時間以上の就労を常態 5 月64時間以上の就労を常態 4	8 7 6 5 4
			内職 月120時間以上の就労を常態 6 月64時間以上の就労を常態 4	6 4
3	出産	出産で親族の援助が得られない(母子手帳又は医師の証明書)		8
4	疾病・障がい	疾病等	入院(1か月以上) 11 自宅療養(安静を要す) 8 上記以外 6	11 8 6
			身体障がい者手帳1・2級、精神保健福祉手帳1・2級、療育手帳A 11 身体障がい者手帳3級、精神保健福祉手帳3級、療育手帳B1 8 上記以外 6	11 8 6
			入院(1か月以上)の親族の介護・看護 9 自宅療養中の親族の介護・看護 7 上記以外 5	9 7 5
6	災害の復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたっていること		11
7	求職中	就労未決定		2
8	就学	月120時間以上の就学 8 月64時間以上の就学 6 上記以外 4		8 6 4
		小規模保育事業所卒園時に限る(注3)		-
		虐待やDVの恐れがあること(注4)		-
11	その他	市長が認める場合(注4)		-

(注1) 自営業事業主で自営の証明書類(確定申告書、営業許可証、開業届等)の提出がない場合は、自営協力者とみなす。

(注2) 完全在宅ワークの会社員等は居宅内労働者とみなす。

(注3) 就労証明書の就労時間に応じた点数で審査する。別途「育児休業取得継続申出書」の提出が必要。

(注4) 関係機関と協議のうえ決定する。

## 2 調整項目採点基準

※調整項目については、該当するものすべてを加点及び減点する。

(ただし加点については重複しない。父母ともに加点項目に該当してもどちらかの加点のみ)

項目	内容	調整点
世帯の状況	ひとり親世帯（死別・離別・行方不明等）	14
	生活保護世帯	2
	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合（注5）	1
	利用希望児童が障がいを有する場合	2
	両親が障がいを有する場合（基本項目が障がいの場合を除く）	2
兄弟姉妹の状況	希望園に兄弟姉妹が在園中（兄弟姉妹が在園中の園所に限る）	4
	兄弟姉妹が利用申込中（前項目と重複して加点しない）	1
	前項目の場合で、申込み児童が多胎児（前二項目と重複して加点しない）	2
	多子家庭（就学前児童が3人以上いる場合）	1
就労状況	入園所希望月に産休または育児休業復帰を予定している場合（復帰月以前から申込みをしており、入園所前に復帰した場合も加点を継続する。）	2
	就労予定または就学予定の場合	-3
	就労実績が就労時間に満たない場合（注6）	-
	育児休業の延長を許容（注7）	-60
保育の代替手段	認可外保育施設等にすでに入所している場合（注8）	1
	同居親族（65歳未満の祖父母）が未就労等の状態（注9）	-1
その他	市内の小規模保育事業所の卒園児童（利用申込のあった年度の年度末に卒園予定の者に限る。）	8
	引っ越しを予定していて、転入場所や転入時期が確定していないもの（注10）	-10
	保護者が保育士等（注11）として、市内の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所に勤務する場合（月120時間未満の就労を常態の場合は、右記点数から-2点、月70時間未満の就労を常態の場合は-4点とする。）	5
	保護者が保育士等（注11）として、市外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所に月120時間以上勤務する場合	1
	保育料等を3ヶ月分以上滞納している場合	-3

（注5） 生計中心者とは主に保育児童台帳の保護者欄に記載している者（概ね世帯主）をいう。状況により税の扶養・健康保険の扶養等を確認する。

（注6） 3か月の就労実績すべてが就労時間の区分に満たない場合に適用し、就労実績のうち最も就労時間が長い月における就労時間の区分の基本点を採用する。なお、就労実績すべてが月64時間以上に達していない場合または就労実績がないにもかかわらず就労時間誓約書の提出がない場合は、就労予定とみなす。

（注7） 利用調整希望申立書を提出した場合に減点する。育児休業の減点を撤回する場合は、選考月の前月10日（10日が閉庁日の場合、前閉庁日）までに申し出るものとする。

（注8） 月極契約で利用し、その利用証明として市が指定する様式の認可外保育施設等利用証明書を提出した場合に加点するものとする。

（注9） 同居（予定）親族に65歳未満の祖父母がいる場合は、祖父母についても児童の保育を必要とする証明書の提出が必要である。提出がない場合は、祖父母1人につき-1点とする。

（注10） 「売買契約書」、「賃貸契約書」等、泉大津市への転入に関する書類が提出できる場合は除く。

（注11） 保育士、幼稚園教諭又は保育教諭

## 3 判定点計算式

$$\text{父の基本項目点} + \text{母の基本項目点} + \text{調整項目点} = \text{合計点}$$

- 1 合計点の高い順に入所を決定する。
- 2 合計点が同じ場合は、保育の必要性の程度を世帯状況等から総合的に審査し、「同一指標優先順位表」に基づき、入園所の可否を決定する。